

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：京丹後市病院事業会計

事業名	京丹後市病院事業		
事業開始年月日	平成16年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	√ 適用 非適用
団体名	京丹後市	職員数 (H22. 4. 1現在)	417人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	7.0 (21年度)	財政力指数	0.37 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	- (年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	- (年度)
経常収支比率 (%)	92.5 (21年度)	実質公債費比率 (%)	16.5 (22年度)
		将来負担比率 (%)	152.1 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
√ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成16年4月1日 合併前市町村：峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町〕 合併前の弥栄町が開設していた「弥栄町国民健康保険病院」と同じく久美浜町が開設していた「国民健康保険久美浜病院」が、合併に伴い京丹後市に引継がれ、病院事業を統合し「京丹後市立弥栄病院」及び「京丹後市立久美浜病院」となった。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	京丹後市病院事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度まで
計画策定責任者	京丹後市病院事業 京丹後市長 中山 泰
既存計画との関係	京丹後市立病院改革プラン 平成20年度から平成23年度
公表の方法等	市ホームページへの掲載、議会への報告
基本方針	市民から期待される安定的な医療サービスの提供を継続的に行うため、平成20年度に「京丹後市立病院改革プラン」を策定し、病院事業経営の総合的な取り組みを進めるものとする。 さらに、市民にとって最も適切な医療サービスの提供を行うため、運営形態も含めた病院事業全体のあり方についても検討するものとする。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:千円)

区 分		旧運用部: 年利5%以上 6%未満	旧運用部: 年利6%以上 6.3%未満	旧運用部: 年利6.3%以上 旧簡保: 年利6.5%以上 旧公庫: 年利6%以上	合 計
		旧簡保: 年利5%以上 6%未満	旧簡保: 年利6%以上 6.5%未満	旧公庫: 年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	141,232.2			141,232.2
	補償金免除額	14,887.9			14,887.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	病院事業債	141,232.2			141,232.2
合 計 (A)		141,232.2			141,232.2
一般会計負担分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		141,232.2			141,232.2

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計負担分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計負担分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>1 事業の経営基盤となる医師をはじめ看護師、薬剤師等医療人の確保が極めて困難な地域に立地する病院であること。特に、平成16年度から始まった新医師臨床研修制度を発端とした医師の地域、診療科における偏在の影響が多大であり、経営悪化の要因となっている。</p> <p>2 国の医療費抑制策のもと、診療報酬・薬価改定がある都度、加速度的に収益減を余儀なくされている。</p> <p>3 急速な少子高齢化が進む本市における安心・安全な社会基盤としての救急医療やお産の取扱いの維持等住民の医療需要に応えるためには、非常勤医師を高額で確保しなければならない、併せて、看護師等は医療法上必要な人員を確保しなければならないなど、人件費の抑制には限界があり、医業収益に対し医業費用が多額となっている。</p> <p>4 平成20年度に「京丹後市立病院改革プラン」を策定し事業の改革・改善に総合的に取り組んでいる。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 703 608 757">課 題</td> <td data-bbox="608 703 1449 757">常勤医師体制の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 757 1449 871">医療提供の根幹である常勤医師の充足を図り、病床稼働率の向上と医業収益の拡大に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 871 608 925">課 題</td> <td data-bbox="608 871 1449 925">運営形態も含めた病院事業全体の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 925 1449 1039">平成20年度に「京丹後市立病院改革プラン」を策定し、プラン達成に向け病院事業経営の総合的な改革に取り組んでいる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1039 608 1093">課 題</td> <td data-bbox="608 1039 1449 1093">給与費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1093 1449 1207">医業収益の安定的な確保が困難な状況から、医療ニーズやサービスの不断の点検を行う中、診療科のあり方や非常勤医師・臨時職員の雇用についても徹底した見直しを図るなど、一層の効率化に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1207 608 1261">課 題</td> <td data-bbox="608 1207 1449 1261">アウトソーシングの検証</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1261 1449 1375">医療事務をはじめ施設管理、給食、検査等については、可能な限り外部委託を進めてきたが、再度、評価・検証を行い、より有益な内容に見直しを図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1375 608 1429">課 題</td> <td data-bbox="608 1375 1449 1429"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1429 1449 1543"></td> <td data-bbox="403 1429 1449 1543"></td> </tr> </table>	課 題	常勤医師体制の確保	医療提供の根幹である常勤医師の充足を図り、病床稼働率の向上と医業収益の拡大に努める。		課 題	運営形態も含めた病院事業全体の見直し	平成20年度に「京丹後市立病院改革プラン」を策定し、プラン達成に向け病院事業経営の総合的な改革に取り組んでいる。		課 題	給与費の抑制	医業収益の安定的な確保が困難な状況から、医療ニーズやサービスの不断の点検を行う中、診療科のあり方や非常勤医師・臨時職員の雇用についても徹底した見直しを図るなど、一層の効率化に努める。		課 題	アウトソーシングの検証	医療事務をはじめ施設管理、給食、検査等については、可能な限り外部委託を進めてきたが、再度、評価・検証を行い、より有益な内容に見直しを図る。		課 題			
課 題	常勤医師体制の確保																				
医療提供の根幹である常勤医師の充足を図り、病床稼働率の向上と医業収益の拡大に努める。																					
課 題	運営形態も含めた病院事業全体の見直し																				
平成20年度に「京丹後市立病院改革プラン」を策定し、プラン達成に向け病院事業経営の総合的な改革に取り組んでいる。																					
課 題	給与費の抑制																				
医業収益の安定的な確保が困難な状況から、医療ニーズやサービスの不断の点検を行う中、診療科のあり方や非常勤医師・臨時職員の雇用についても徹底した見直しを図るなど、一層の効率化に努める。																					
課 題	アウトソーシングの検証																				
医療事務をはじめ施設管理、給食、検査等については、可能な限り外部委託を進めてきたが、再度、評価・検証を行い、より有益な内容に見直しを図る。																					
課 題																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法適用企業 ）
 (1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 医 業 収 益 (A)	4,904	4,287	4,832	5,187	5,194	5,243	5,324	5,472	5,566	5,624
	(1) 料 金 収 入	4,560	3,924	4,388	4,756	4,680	4,693	4,819	4,964	5,056	5,113
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他	344	362	444	431	514	550	505	508	510	511
	2. 医 業 外 収 益	285	311	306	328	382	374	367	348	346	340
	(1) 補 助 金	75	133	129	134	174	153	132	131	131	131
	他 会 計 補 助 金	46	98	104	109	134	134	113	112	112	112
	そ の 他 補 助 金	29	36	25	25	40	19	19	19	19	19
	(2) そ の 他	209	178	177	194	208	221	235	217	215	209
	収 入 計 (C)	5,188	4,598	5,138	5,515	5,576	5,617	5,691	5,820	5,912	5,964
収 入	1. 医 業 費 用	5,453	5,027	5,159	5,382	5,255	5,312	5,405	5,547	5,642	5,700
	(1) 職 員 給 与 費	2,958	2,852	2,996	3,125	3,053	3,031	3,032	3,071	3,094	3,101
	基 本 給	1,104	1,066	1,125	1,135	1,105	1,156	1,167	1,191	1,202	1,209
	退 職 手 当										
	そ の 他	1,855	1,786	1,871	1,990	1,948	1,875	1,865	1,880	1,892	1,892
	(2) 材 料 費	1,430	1,118	1,139	1,199	1,164	1,247	1,304	1,344	1,371	1,389
	う ち 薬 品 費	1,125	745	741	761	737	825	849	876	895	907
	経 費	760	768	746	779	768	787	817	857	886	906
	う ち 委 託 料	453	442	433	425	406	449	466	476	481	486
	そ の 他	25	17	18	21	25	19	19	19	19	19
(3) 減 価 償 却 費	279	272	260	258	245	228	233	256	272	285	
2. 医 業 外 費 用	279	252	250	233	217	220	212	205	192	186	
(1) 支 払 利 息	161	152	146	123	117	117	109	102	89	83	
(2) そ の 他	118	100	104	110	100	103	103	103	103	103	
支 出 計 (D)	5,732	5,279	5,409	5,615	5,472	5,532	5,617	5,752	5,834	5,886	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	543	681	271	100	104	85	74	68	78	78	
特 別 利 益 (F)			5								
特 別 損 失 (G)		3		4	15						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			5	4	15						
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	543	684	266	104	89	85	74	68	78	78	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	3,295	3,979	4,244	4,348	4,259	4,174	4,100	4,032	3,954	3,876	
流 動 資 産 (J)	897	943	1,083	1,158	1,303	1,272	1,273	1,261	1,303	1,327	
う ち 未 収 金	769	702	780	821	941	932	932	918	922		
流 動 負 債 (K)	1,339	1,886	2,153	1,136	1,160	1,112	1,083	1,021	992	948	
う ち 一 時 借 入 金	1,010	1,520	1,900	840	830	860	830	740	675	617	
う ち 未 払 金	320	357	246	288	324	282	276	276	312	326	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	67.2	92.8	87.8	83.8	82.0	79.6	77.0	73.7	71.0	68.9	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	442	943	1,070	1,049	826	610	428	225	1	223	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	4,904	4,287	4,832	5,187	5,194	5,243	5,324	5,472	5,566	5,624	
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ($((L)/(M) \times 100)$)	9.0	22.0	22.1	20.2	15.9	11.6	8.0	4.1	0.0	4.0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	442	943	1,070	22	96	160	190	240	311	379	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)				1,071	922	770	618	465	312	156	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	4,904	4,287	4,832	5,187	5,194	5,243	5,324	5,472	5,566	5,624	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ($((N)/(P) \times 100)$)	9.0	22.0	22.1	0.4	1.8	3.1	3.6	4.4	5.6	6.7	

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	26		226	1,071	231	144	87	228	87	87
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金					82					
	4. 他 会 計 負 担 金	42	271	215	211	196	176	205	252	247	256
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	4	62	9	6	130	40	6	6	6	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他		3								
	計 (A)	72	336	450	1,288	639	360	298	486	340	343
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充 額 (B)					47					
	純 計 (A)-(B) (C)	72	336	450	1,288	592	360	298	486	340	343
	1. 建 設 改 良 費	38	124	59	57	411	237	130	130	130	130
うち 職 員 給 与 費											
2. 企 業 債 償 還 金	326	314	523	304	442	425	455	636	495	514	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他					23						
計 (D)	364	438	582	361	876	662	585	766	625	644	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	292	102	132	927	284	302	287	280	285	301	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			48	166	288	320	314	333	359	372
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					70					
	3. 繰 越 工 事 資 金						47				
	4. そ の 他										
計 (F)			48	166	358	367	314	333	359	372	
補てん財源不足額 (E)-(F)	292	102	84	1,093	74	65	27	53	74	71	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	4,909	4,595	4,299	5,066	4,854	4,573	4,205	3,797	3,389	2,962	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的	収 支 分	410	434	511	539	643	676	619	601	596	592
	うち 基 準 内 繰 入 金	410	434	511	539	643	667	619	601	596	592
	うち 基 準 外 繰 入 金						9				
資 本 的	収 支 分	42	271	215	211	279	176	205	252	247	256
	うち 基 準 内 繰 入 金	41	233	214	208	190	169	205	252	247	256
	うち 基 準 外 繰 入 金	1	38	1	3	89	7				
合 計		452	705	726	750	922	852	824	853	843	848

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	9.0	22.0	22.1	20.2	15.9	11.6	8.0	4.1	0.0	4.0
料金回収率 (%)										
資本費 (円又は%)	9.0	9.8	8.3	7.2	7.0	6.6	6.4	6.5	6.5	6.5
総収支比率(法適用) (%)	90.5	87.0	95.1	98.1	101.6	101.5	101.3	101.2	101.3	101.3
経常収支比率(法適用) (%)	90.5	87.1	95.0	98.2	101.9	101.5	101.3	101.2	101.3	101.3
医業収支比率(法適用) (%)	89.9	85.3	93.7	96.4	98.8	98.7	98.5	98.6	98.7	98.7
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	67.2	92.8	87.8	83.8	82.0	79.6	77.0	73.7	71.0	68.9
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	7.9	9.4	9.9	9.8	11.5	12.0	10.9	10.3	9.9
	うち基準内繰入金 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)						1.3			
	資本的収入分 (%)	58.7	80.6	47.8	16.4	47.1	48.9	68.8	51.9	72.6
	うち基準内繰入金 (%)		86.1	99.5	98.6	68.1	96.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)		13.9	0.5	1.4	31.9	4.0			

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>医師の増員や診療科の充実による入院患者数等の増加を見込んでいる。医師の増員見込みは次のとおり。 (常勤医師数の見込み) 市立弥栄病院 平成21年度末:11人、平成22年度以後:13人 市立久美浜病院 平成21年度末:17人、平成22年度以後18人</p> <p>また、入院・外来別の1日当たり患者数、診療収入等の見込みについては、「京丹後市立病院改革プラン」に基づく数値を見込んでいる。</p>
2 他会計繰入金の見込み	京丹後市財政計画による。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	投資的経費については、最小限度の医療機器等の更新程度と見込んでいる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		平成20年度に作成した「京丹後市立病院改革プラン」の着実な実行により、平成20、21年度においては、当初の計画数値を上回り順調に推移している。
定員管理		医師については、引き続き招聘に努めることとしている。 看護師については、収益確保のための不足人員の補充を予定している。
給与のあり方		国家公務員の給与体系を基準とする。 給与カットを実施(医師を除く。)し、給与費の抑制に努める。平成21年度においては2.65%の給与カット(医師を除く)を実施。
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成20年度において国家公務員の給与体系に合わせたので見直しは予定していない。 地域手当は支給しない。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		対象職員なし。
退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇制度は実施していない。
福利厚生事業のあり方		京都市町村職員厚生会に加入している。適正な会費・負担金割合の維持に努める。 平成21年度に市独自互助会が設立されたが、補助金は投入されていない。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		医療事務、施設管理、給食業務、検査業務等について、長期契約のメリットを生かし、さらに費用の抑制を図るものとする。 医薬品については、2病院、診療所が共同で購入している。診療材料については、弥栄病院で平成22年2月からSPDシステムを導入しており、今後久美浜病院においても導入の検討をすすめ経費の節減を図る。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		平成20年度に「京丹後市立病院改革プラン」を策定し、病院事業経営の総合的な改革に取り組んでいる。 これまでから、積極的にアウトソーシングを進めてきたが、再度、評価・検証を行い、更に有益なものとなるよう見直しを図る。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		使用料及び手数料の適正化を図る。既に個室料、文書料等については、平成20年2月に改正済み。
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		市として掲載可能なメディアを利用し積極的な情報公開に努める。改革プラン評価委員会を設置し平成20年度分から実施。
経営健全化や財務状況に関する情報公開		予算、決算時の財務状況については、市広報紙、インターネットホームページ等へ掲載している。平成20年度に策定した「京丹後市立病院改革プラン」も市ホームページで公開している。
行政評価の導入		一般会計の事務事業について、平成19年度より事務事業評価を導入し、行政評価を始めた。改革プラン評価委員会を設置し平成20年度分から実施。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	京丹後市立病院改革プランの着実な実行により、当初計画の数値を上回り順調に推移している。医業収益増には医師確保が再重要課題であり今後とも招聘に努めるものとする。平成22年2月から弥栄病院において、SPDシステムを導入し診療材料費の費用削減に努めている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金適正化については、個室料、文書料等について条例改正を行い平成20年2月から新料金としている。経営の効率化に関しては、市立病院改革プランを作成し経営改善に向け引き続き取組みを進める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	公立病院改革プランを作成し、経営の効率化に取り組んだ結果、平成20年度以降は内部留保資金も増えており、政策的な基準外繰出しは予定していない。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(5) 病院事業【延長計画策定団体】

年度別目標

(単位:人、百万円、%)

分類	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金比率	当初計画の目標値		99.6	105.6	111.4	112.3	111.7					
		(実績値)	92.8	87.8	83.6	82.0							
	延長計画の目標値					112.3	111.7			73.7	71.0	68.9	
	当初計画の目標値												
企業債現在高	当初計画の目標値		4,299	3,996	3,702	3,428	3,189						
	(実績値)	4,596	4,299	5,066	4,854								
	延長計画の目標値					4,573	4,205			3,797	3,389	2,962	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保	4,194	4,394	4,495	4,624	4,747								
		改善効果額	338	538	639	768	891	3174							
		患者一日一人当収入の増													
		改善効果額													
	費用削減	その他		76	82	82	82	82							
			改善効果額	4	10	10	10	10	44						
			改善効果額												
		人件費の見直し		33											
			うち退職手当以外	33											
			うち正職員	33											
			改善効果額	33						33					
			うち非常勤職員												
			改善効果額												
			その他												
改善効果額															
委託料(長期契約の実施)	5	5	5	5	5										
改善効果額	5	5	5	5	5	25									
改善効果額															
当初計画改善効果額 合計									3,276						
<参考> 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									34						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保													
		改善効果額													
		患者一日一人当収入の増													
		改善効果額													
	費用削減	その他													
			改善効果額												
			改善効果額												
		人件費の見直し													
			うち退職手当以外												
			うち正職員												
			改善効果額												
			うち非常勤職員												
			改善効果額												
			その他												
改善効果額															
診療材料費(SPD導入)				216	196	196			196	196	196				
改善効果額					20	0			0	0	0	20			
改善効果額															
延長計画改善効果額 合計 A												20			
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B															
普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C															
A + B + C												20			
<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)												15			

(注)1 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額」C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(5) 病院事業【延長計画策定団体】(つづき)

各種経営比率

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標
経営指標	経常収支比率										
	医療収支比率										
	職員給与費率										
	薬品費率										
病床	病床利用率	材料費率									
		一般									
		療養									
		結核									
		精神									
感染症											
	計										

(注) 1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。

2. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。

3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上限()書きすること。

4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

再編・ネットワーク化について

公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

(時期)

丹後地域保健医療協議会における地域連携の具体的方策の協議(平成20年度～)

(内容)

二次医療圏における医療連携体制の構築を図る。

京丹後市には、2つの市立病院が存在するが、それぞれの地域で特色ある医療を展開し、地域別患者分布についても重複が少ないため、当面、医療機関としては双方とも存続する形態とする。ただし、2つの病院の機能分担、連携体制の強化を図るため、2つの病院を統括する体制について検討する。2つの市立病院間における情報の共有化を図るためのシステム構築を急ぐとともに、二次医療圏内の他の医療機関との情報の共有化についても、検討を開始する。市立病院間での医師相互派遣や看護師等の人事交流を進める。

経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

(時期)

概ね2年を経過した時点で目標の達成状況を判断する。

(内容)

当面、地方公営企業法一部適用(財務)のまま、徹底した経営の効率化を行う。ただし、経営形態のあり方については引き続き検討を行い、平成23年の数値目標である資金収支の均衡が困難と認められる場合は、経営形態の見直し(公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度等)を含むプランの全面改定を行う。

各種経営比率(弥栄病院)

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	目標	目標	目標	目標	目標	
経営指標	経常収支比率	91.4	85.0	94.9	98.5	101.9	101.2	101.4	101.2	101.4	101.4	
	医業収支比率	90.2	82.1	93.8	96.9	99.1	99.4	99.3	99.2	99.2	99.2	
	職員給与費率	62.3	68.0	61.8	59.1	58.0	56.1	54.7	53.8	53.2	52.6	
	薬品費率	21.8	23.0	20.0	19.2	18.7	20.4	20.6	20.6	20.6	20.7	
	材料費率	31.2	31.9	28.2	27.8	27.0	28.3	29.1	29.2	29.3	29.3	
病床	病床利用率	一般	(76.5)	(63.4)	(71.1)	(74.3)						
		療養	58.1	48.1	54	56.5	76.8	77.6	79.6	84.2	86.8	88.2
		結核	85.7	82.9	58.3	66.7	86.5	93.8	93.8	93.8	93.8	93.8
		精神										
		感染症										
	計	(76.5)	(63.4)	(71.1)	(74.3)							
		63.5	54.9	54.8	58.5	79.2	81.5	83.0	86.5	88.5	89.5	

(5) 病院事業【延長計画策定団体】(つづき)

各種経営比率(久美浜病院)

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標	
経営指標	経常収支比率	89.2	90.2	95.1	97.8	102	102.1	101.2	101.1	101.3	101.3	
	医業収支比率	89.5	90	93.5	95.5	98.4	97.7	97.2	97.7	97.7	97.7	
	職員給与費率	57.4	64.5	65.3	62	59.9	60.5	60.5	59.9	59.6	59.5	
	薬品費率	18.9	9.7	8.4	7.8	7.8	8.4	8.5	8.4	8.4	8.4	
	材料費率	26	18.1	16.6	15.9	16.0	16.7	17.1	16.9	16.8	16.8	
病床	病床利用率	一般	76.6	88.5	81.7	83.6	85.0	85.5	88.2	85.5	86.0	86.5
		療養	88.5	79.1	92.7	97.8	96.3	93.3	93.3	96.0	96.5	96.5
		結核										
		精神										
		感染症										
	計	82.9	83.3	85.6	88.6	89.0	88.2	90	89.1	90.0	91.0	